

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十九号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

奈良県公立大学法人奈良県立大学
評価委員会の委員
奈良県公立大学法
評価委員会の委員
奈良県公立大学法人奈良県立大学
評価委員会の委員
なら歴史芸術文化村構想等検討委員会の委員
を
奈良県公立大学法
評価委員会の委員

人奈良県立大学

に、
なら歴史芸術文化村宿泊事業者選
定委員会の委員
を
中小企業会館
委員

等活用検討委員会の

に、
安心して暮らせる地域公共交通確
保事業選定委員会の委員
を
公共交通
選定委員会

基本計画推進支援事業選
の委員

に、
平城宮跡歴史公園歴史体験学習館
の整備に関する検討委員会の委員
を
平城
の整
平城
事業

宮跡歴史公園歴史体験学習館
備に関する検討委員会の委員
宮跡歴史公園歴史体験学習館
者選定委員会の委員

に、
平城宮跡歴史公園南側地区の整備
に関する検討委員会の委員
を

平城宮跡歴史公園南側地区の整備

に関する検討委員会の委員
平城宮跡歴史公園南側地区事業者
選定委員会の委員

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。